

令和6年4月からの入園申し込みが始まります

認可保育園

令和6年4月1日からの入園を希望する方は、10月2日～11月30日にお申し込みください。詳細は、「令和6年度版入園申込みのしおり」(区立保育園、特別出張所、子育てひろば、問合先で配布。区HPからも出力可)をご覧ください。

▶対象 保護者の就労(求職中も可)、病気、出産、介護、看護、就学などで家庭で保育を受けられないお子さん

▶申込方法 問合先へ必要書類を郵送か持参。11月7日必着

●休日受付

▶日時 11月5日(日)午前9時～午後4時

●育児休業明け入所予約制度

0歳児クラスは入所予約制度があります。詳細は「令和6年度版入園申込みのしおり」をご覧ください。

▶対象 前期＝令和5年4月2日～10月1日生まれ

後期＝令和5年10月2日～6年4月1日生まれ

▶受付期間 前期＝10月2～18日、後期＝令和6年4月1～18日

▶問合先 保育サービス課保育利用支援担当(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1280 FAX5744-1715



詳細はコチラ

●保育サービスアドバイザー

保育所入所、育児に関する相談をお受けします。区HPでは、入所に関する説明動画やよくお問い合わせいただく内容を掲載しています。

▶対象 出産予定のある方、乳幼児の保護者

1 オンライン説明会

▶日程 10月24日、12月19日(火)

▶定員 先着各30組程度

▶申込方法 電子申請

2 オンライン個別相談

▶日程 11月15日、12月13日(水)

▶申込方法 問合先へ電話の上、電子申請

3 窓口相談

▶日時 月～金曜、午前8時30分～午後4時 ※休日を除く

▶申込方法 問合先へ電話

4 電話相談(予約不要)

▶日時 月～金曜、午前8時30分～午後4時 ※休日を除く

◇1～4いずれも◇

▶問合先 保育サービス課保育利用支援担当

☎5744-1617 FAX5744-1715



詳細はコチラ

私立幼稚園

▶対象 3～5歳児

▶願書配布 10月15日から各園で

▶願書受付 11月1日から各園で

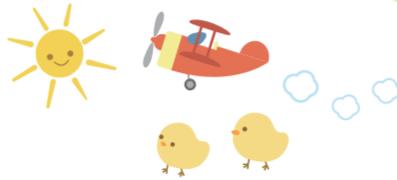
●保育料などの補助

入園料、保育料、預かり保育料の補助を行っています。申請手続きなど詳細は区HPをご覧ください。

▶問合先

入園に関すること＝各私立幼稚園

そのほか＝教育総務課私学行政担当 ☎5744-1619 FAX5744-1535



学童保育

令和6年4月から学童保育利用を希望する方は、10月20日～11月24日にお申し込みください。詳細は、区HPか「学童保育のしおり」(10月2日から学童保育施設で配布。区HPからも出力可)をご覧ください。

▶対象 区内在住・在学の新小学1～6年生

▶受付場所 利用を希望する学童保育施設

▶問合先 子育て支援課子育て支援担当

☎5744-1273 FAX5744-1525



詳細はコチラ

10・11月は里親月間です



詳細は
コチラ

区内には、親元で暮らすことのできない子どもが約4,000名います。区では、里親制度普及啓発活動を推進しており、各地域でのパネル展と養育家庭体験発表会を開催します。

里親パネル展

日程	会場
10月2日(月)～13日(金)	田園調布せせらぎ館
10月16日(月)～23日(月)	サミットストア大田大鳥居店 (東糞谷2-12-22)
11月11日(出)～17日(金)	グランデュオ蒲田(西蒲田7-68-1)

養育家庭体験発表会

詳細は、区HPをご覧ください。

▶日時 11月18日(出)午後2時～4時

▶会場 カムカム新蒲田

▶問合先

子育て支援課児童相談所開設準備担当

☎5744-1685 FAX5744-1525



インフルエンザを予防しましょう

インフルエンザは、1～3日の潜伏期間の後に38℃以上の高熱・頭痛・倦怠感・関節痛・せき・鼻汁などの症状が出る感染症です。せきやくしゃみによる飛沫感染と接触感染で広がります。

●予防方法

- マスクの着用、手洗いをする
- 流行期は人混みを避ける
- 十分な睡眠と栄養で抵抗力をつける
- 室内の換気を心がけ、適度な湿度(50～60%)を保つ

※予防接種で重症化予防の効果が期待できます。新型コロナウイルスワクチンと同時接種が可能ですので、かかりつけ医にご相談ください。ワクチンは効果が現れるまで約2週間かかるため、流行前に接種しておくことが大切です。

●インフルエンザにかかったと思ったら

早めの受診が大切です。受診する時は事前に医療機関に電話をして受診方法を確認し、マスクを着用して受診してください。療養中は十分な水分補給と睡眠を心がけ、しっかりと休養しましょう。

新型コロナウイルス感染症にも引き続き注意が必要です。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染防止対策は同じですので、対策の徹底をお願いします。

▶問合先 感染症対策課感染症対策担当 ☎5744-1263 FAX5744-1524



AEDを使うことで助かる命があります

AEDとは?

誰でも使うことができる救命処置のための医療機器です。心電図を自動解析し、心臓がけいれんしている場合などに、電気ショックを与え、正常なリズムに戻します。電源を入れると使用方法が音声で指示されるため、操作は非常に簡単です。AEDの使い方は東京消防庁HPをご覧ください。



東京消防庁HP



AEDを使うとどれくらい効果があるの?

一般の方が心肺蘇生などを実施した際、AEDを使用しなかった場合の1か月後の生存率は11.4%であるのに対し、AEDを使用した場合の1か月後の生存率は49.3%で、生存率が格段に上がります。

出典「令和4年版 救急・救助の現況」(総務省消防庁)

区内セブン-イレブン(一部店舗を除く)にAEDを設置しています

設置店舗については、お問い合わせください。

24時間AED設置費用を助成します

AED設置・交換費用の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。

詳細は
コチラ



▶問合先 健康医療政策課健康政策担当 ☎5744-1262 FAX5744-1523